

特集《著作権》

知っておきたい最新著作権判決例（その4） TRIPP TRAPP（子供用椅子）事件

令和5年度著作権委員会第3部会 三原 秀子

要約

知的財産高等裁判所（以下、「知財高裁」という）が所謂「応用美術」の著作物性を肯定した TRIPP TRAPP II 事件⁽¹⁾の控訴人らと同一の原告らが、原告製品 TRIPP TRAPP（子供用椅子）に関し、不正競争防止法（以下、「不競法」という）、著作権法等に基づき争った事件で、令和5年度著作権委員会第3部会でピックアップ及び議論した判決例の1つである。本事件で東京地方裁判所は、原告製品の著作物性につき明確な判断を示さず、被告各製品の製造販売等は、明らかに原告製品を複製又は翻案するものでないとして著作権侵害を認めなかった。知財高裁と東京地方裁判所（以下、「東京地裁」又は「裁判所」という）との対比を含め、「応用美術」の著作物性に関する判断の流れを確認しつつ、ぜひ知っておきたい判決例である。

TRIPP TRAPP（子供用椅子）事件

東京地判令5年9月28日令和3年（ワ）第31529号
(裁判所ウェブサイト)

目次

- はじめに
- 本論
 - 争点
 - 裁判所の判断
- 考察
- おわりに

1. はじめに

ノルウェー法人である原告 X1 は、製品名を「TRIPP TRAPP」という子供用椅子（以下「原告製品」という。）をデザインした家具デザイナー A（以下「A」という。）から、原告製品に係る著作権を譲受していた。

同じくノルウェー法人である原告 X2 は、昭和47年以降、当初は A から、その後は原告 X1 から上記著作権の独占的利用権を取得し、原告製品を製造販売等していた。

原告製品の外観は、図1のとおりである。なお、原告製品は、昭和47年にノルウェーにおいて発売され、日本においては昭和49年頃から判決時に至るまで輸入販売されていた。

被告 Y は、各種製品の製造販売等を行うことを業とする株式会社であり、「被告製品1」「被告製品2」（被告製品1及び被告製品2を併せて「被告各製品」という。）を製造販売していた。なお、被告各製品は、遅くとも平成27年8月10日頃から判決時に至るまで販売されていた。

被告製品1、2は、「Choice Kids」等の製品名で販売されている子供用椅子であり、その外観は、図2、図3のとおりである。被告製品2のうち、ベビーガード及びベビー用背板を取り除いた形態と、被告製品1の形態は、同一である。（「被告製品1全体の構成」の記載は省略する）



図1（原告製品）



図2（被告製品1）

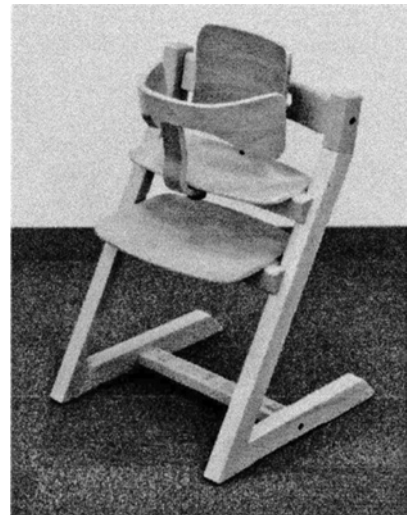


図3（被告製品2）

2. 本論

原告らは、被告による被告各製品の製造販売等は不正競争行為、著作権侵害、または一般不法行為に該当するとして、差止、損害賠償及び謝罪広告の掲載を請求した。東京地裁は原告らの請求をいずれも棄却した。

2. 1 争点

本事件における主な争点は、不競法上の争点1（商品の形態の「商品等表示」該当性）、及び著作権法上の争点（争点5「著作物性の有無」、争点6「複製又は翻案の成否」）である。

2. 2 裁判所の判断

（1）原告製品の「商品等表示」該当性について

1）商品の形態に係る「商品等表示」の特定

裁判所は、不競法2条1項1号又は2号の規定の趣旨から「商品の形態のうち出所表示機能を発揮する商品等表示部分を明確に特定する必要がある」、また「不競法2条1項1号又は2号にいう商品等表示に該当すると主張された表示が複数の商品形態を含む場合において、その一部の商品形態が商品等表示に該当しないときは、上記表示は、全体として不競法2条1項1号又は2号にいう商品等表示に該当しないと解するのが相当である」と説示し、「原告らは、主位的に、原告製品全体の形態が商品等表示に該当する旨主張して、商品の形態のうち出所表示機能

を發揮するという部分を明確に特定していないことからすると、原告らの主位的主張は、上記において説示したところに照らし、主張自体失当というほかない。」として原告の主張を全く認めなかった。

2) 本件形態的特徴の「商品等表示」該当性について

裁判所は、「商品の形態は、①特別顕著性を有しており、かつ②特定の事業者によって長期間にわたり独占的に利用され、…その形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知であると認められる特段の事情がない限り、不競法2条1項1号又は2号にいう商品等表示に該当しないと解するのが相当である。」と説示し、さらに「不競法2条1項1号又は2号にいう商品等表示に該当すると主張された表示が複数の商品形態を含む場合において、その一部の商品形態が商品等表示に該当しないときは、上記表示は、全体として不競法2条1項1号又は2号にいう商品等表示に該当しないと解するのが相当である。」と説示した。

次いで、原告らの予備的主張（「本件形態的特徴」が商品等表示に該当する）に対して、「認定事実、検証の結果（検証調書参照）及び前記認定に係る子供用椅子の販売状況によれば、…原告製品は、これらの各特徴を全て組み合わせることによって*…形態としての特徴があるものと認められる。」とした。（*：本件形態的特徴（特徴①及び特徴②）と特徴③～⑥との組み合わせ、詳細は判決文を参照のこと）

さらに裁判所は、「本件形態的特徴は、それ自体複数の商品形態を含むところ、…被告各製品が含まれるほか、…原告製品が形成する直線的構成美を欠く非類似の商品形態を広範かつ多数含むものである。しかも、…本件形態的特徴のみに限るというのではなく、例えば特徴③が付加された形態も、本件形態的特徴に含むというものであるから、本件形態的特徴は、…その他の究極的にシンプルな構成美を欠く多種多様な形態を含むものである。」とし、本件形態的特徴は、そもそもその外延が極めて曖昧であり、不競法2条1項1号又は2号の上記趣旨目的に鑑みると、原告らは、原告製品のうち出所表示機能を發揮する商品等表示部分を明確に特定するものとはいえないと判断した。

裁判所は、原告製品と被告各製品とを対比し、特徴③を有さない点、座面板及び足置板の固定において複数の部材を複雑に利用する点、曲線的形状を数多く含む点、原告製品のような直線的でシャープな印象を与えるものではない点を認定し、「したがって、直線的構成美を造形表現する原告製品の高いデザイン性に鑑みると、少なくとも被告各製品の形態は、究極的にシンプルでシャープな印象を与える直線的構成美を欠くものであるから、原告らの出所を表示するものであると認めることができないことは明らかである。」と判断した。

結局、裁判所は、本件形態的特徴は、全体として不競法2条1項1号又は2号にいう商品等表示に該当しないと判断した。

(2) 著作物性の有無について

裁判所は、著作権法2条1項1号及び2項の趣旨から、所謂「応用美術」の著作物性について、「著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであり（著作権法2条1項1号）、美術の著作物には、美術工芸品が含まれる（同条2項）。そして、美術工芸品以外の実用目的の美術量産品であっても、実用目的に係る機能と分離して、それ自体独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えている場合には、美術の範囲に属するものを創作的に表現したものとして、著作物に該当すると解するのが相当である。」と説示した。

そして、「原告製品は、前記説示に係る特徴①ないし⑥を全て組み合わせることによって、身体に接触する背板部分並びにこれに対応する座面板及び足置板の後部波状部分を除き、側木、脚木、横木、座面板、足置板及び背板という椅子を構成すべき最小限の要素を直線的に配置し、究極的にシンプルでシャープな印象を与える直線的構成美を空間上に形成したところに、表現としての特徴があるものと認めることができる。」との判断を示したものの、それ自体の「著作物」該当性（著作物性）を肯定も否定もしなかった。

（3）複製又は翻案の成否について

裁判所は、「被告各製品は、前記において説示したとおり、座面板及び足置板を固定するために原告製品よりも複数の部材を利用する点において、原告製品のような究極的にシンプルな印象を与えるものではなく、かつ、曲線的形状を数多く含む点において、原告製品のような直線的でシャープな印象を与えるものではなく、原告製品が表現する直線的構成美を明らかに欠くものといえる。

そうすると、原告製品と被告各製品は、その形態が表現するところにおいて明らかに異なるものといえる。そして、原告製品の上記直線的構成美は、究極的にシンプルであるがゆえに椅子の機能と密接不可分に関連し、当該機能といわばマージするといえるものの、仮に、これに著作物性を認める立場を採用した場合であっても、基本的にはデッドコピーの製品でない限り、製品に接する者が原告製品の細部に宿る上記直線的構成美を直接感得することはできず、まして、複雑かつ曲線的形状を数多く含む被告各製品に接する者が、原告製品の表現上の本質的な特徴を直接感得することができないことは明らかである。」と判断し、被告各製品の製造販売等は、明らかに原告製品を複製又は翻案するものではなく、原告らの主張を前提としても著作権侵害を構成するものとはいえないとした。

3. 考察

（1）学説・判決例における「著作物性」に関する判断基準

「応用美術」とは、「実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物」、「実用に供され、又は産業上利用される美的な創作物」とであるとされる。「応用美術」のうち、美術工芸品（著作権法2条2項）以外のものについては、それが著作物に該当するか否か、以下のように複数の判断基準が知られている。

[純粋美術説]

純粋美術と同視できるような美的鑑賞性を有するものについて保護を認める「純粋美術説」（「純粋美術同視説」ともいわれる）といわれる判断基準である。例えば、仏壇彫刻事件⁽²⁾では、「右作品が同時に形状・内容および構成などにてらし純粋美術に該当すると認めうる高度の美的表現を具有しているときは美術の著作物として著作権法の保護の対象となりうる…」と判示した。

過去の裁判例では、木目化粧紙事件⁽³⁾で東京高裁は、「高度の芸術性（すなわち、思想又は感情の高度に創作的な表現）を有し、純粋美術としての性質をも肯認するのが社会通念に沿うものであるときは、これを著作権法にいう美術の著作物に該当すると解することもできるであろう。」と判示し、チョコエッグ事件⁽⁴⁾で大阪高裁は、「純粋美術と同視できるような創作性、美術性を有するもののみを、…「美術の著作物」として著作権法による保護の対象とした趣旨であると解するのが妥当…」と判示し、他の大阪高裁判決例⁽⁵⁾でも、この「純粋美術説」の判断基準によって、著作物性を否定したものが散見される。

「純粋美術説」の判断基準（要件）について、「純粋美術と同視し得る（あるいはそれを超える）高度の美的表現の要件を満たすことを要求する見解があり、創作性の程度に段階を設けることから、「段階理論」ともいわれている。」、また「この判断基準は、意匠法との棲み分けの問題から生じている。」と説明した文献もある⁽⁶⁾。

[分離可能性説]

平成26年に、ファッションショー事件控訴審判決⁽⁷⁾で、「実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができるものについては、上記2条1項1号に含まれることが明らかな「思想又は感情を創作的に表現した（純粋）美術の著作物」と客観的に同一なものとみることができるのであるから、当該部分を上記2条1項1号の美術の著作物として保護すべきであると解すべきである。他方、実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができないものについては、上記2条1項1号に含まれる「思想又は感情を創作的に表現した（純粋）美術の著作物」と客観的に同一なものとみることができないのであるから、これは同号における著作物として保護されないと解すべきである。」との判断基準が示され、「分離可能性説」として説明する文献もある⁽⁸⁾。

[美の一体性説]

平成27年になされたTRIPP TRAPP II⁽¹⁾事件で示された「[応用美術]についても、その著作権法2条1項1号にいう創作性は、他の著作物と同様、一般的には表現がその作者独自のものであることを指し、作者の個性が表現されていれば足りる。」との判断基準は、「美の一体性説」と説明する文献もある⁽⁹⁾。

なお、TRIPP TRAPP II⁽¹⁾事件の後、「美の一体性説」の判断基準を採用したのは、文献によれば加湿器事件（知財高判平成28年11月30日平成28年（ネ）第10018号）のみであると説明されている⁽¹⁰⁾。

以降は、「分離可能性説」の判断基準が、グッドコア事件⁽¹¹⁾、キャニスター（ストレートガラスカップと木製蓋から構成されている）事件⁽¹²⁾、タコのすべり台事件⁽¹³⁾においても示されている。

(2) 本事件とTRIPP TRAPP II事件等における「著作物性」に関する判断基準

本事件で東京地裁は、「応用美術」であっても、「実用目的に係る機能と分離して、それ自体独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えている場合には、美術の範囲に属するものを創作的に表現したものとして、著作物に該当すると解するのが相当である。」と説示したが、これは「分離可能性説」に沿っている。

TRIPP TRAPP II事件で知財高裁は、既述のとおり、「美の一体性説」の判断基準を採用している。

具体的に、知財高裁は、控訴人製品の形態的特徴を、「①「左右一对の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点、②「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、作成者である控訴人X1代表者の個性が発揮されており、「創作的」な表現というべきである。」として、著作物性を肯定した。

なお、知財高裁は控訴人製品の著作物性が認められる部分と被控訴人製品を対比し、結局、「脚部の本数に係る前記相違（注：“控訴人製品は2本脚”、“被控訴人製品は4本脚”）は、椅子の基本構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべき」として、著作権侵害は否定した。

「TRIPP TRAPP」製品に関連する判決例として、アプリカ椅子形態模倣事件⁽¹⁴⁾がある。この事件で東京地裁は、「著作権法2条1項1号及び2項の規定は、意匠法等の産業財産権制度との関係から、著作権法により美術の著作物として保護されるのは、純粋美術の領域に属するものや美術工芸品であり、実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されているもの（いわゆる応用美術）は、それが純粋美術や美術工芸品と同視することができるような美術性を備えている場合に限り、著作権法による保護の対象になるという趣旨であると解するのが相当である。」との「純粋美術説」の判断基準に立っている。

4. おわりに

本事件において、東京地裁は、「著作物性」の判断基準として「分離可能性説」を採用したが、「仮に、これに著作物性を認める立場を採用した場合であっても、基本的にはデッドコピーの製品でない限り…」として、原告製品と被告製品は類似せず著作権侵害を構成しないので、すでに確定した知財高裁の判断と相違する判断はしなかったとも思える。

「応用美術」の「著作物性」に関する判断基準として「分離可能性説」は、①著作権法は、表現を保護するものであり、アイデア（あるいは機能）それ自体を保護するものではないこと（著作権法と意匠法による保護の棲み分け）、②「純粋美術説」の厳格な判断基準に比べて「応用美術」を保護する可能性を残すこと、そして、③例えば本事件の「本件形態的特徴（特徴①及び特徴②）」のように、実用部分と分離できない部分にまで創作性を認めて保護すれば、著作物の範囲が広がって公正な競争を阻害する可能性があること等から、妥当な判断基準と思われる。

一方で、「分離可能性説」によれば、どのような「応用美術」が著作物として保護されるのか、今後の裁判例の蓄積が待たれる。

本稿脱稿後に本件控訴審の請求棄却判決（知財高判令和6年9月25日令和5年（ネ）第10111号不正競争行為

差止請求控訴事件）に接した。

（注）

- (1) 知財高判平成 27 年 4 月 14 日平成 26 年（ネ）第 10063 号 著作権侵害行為差止等請求控訴事件
- (2) 神戸地姫路支判昭和 54 年 7 月 9 日昭和 49 年（ワ）第 291 号 著作権侵害排除等請求事件
- (3) 東京高判平成 3 年 12 月 17 日平成 2 年（ネ）第 2733 号 著作権民事訴訟
- (4) 大阪高判平成 17 年 7 月 28 日平成 16 年（ネ）第 3893 号 違約金等本訴請求、不当利得返還反訴請求控訴事件
- (5) 大阪高判平成 13 年 1 月 23 日平成 12 年（ネ）第 2393 号 著作権民事訴訟「純粹美術としての性質を是認し得るような思想又は感情の高度の創作的表現までに未だ看取し得るものでない」と判示している。
- (6) 高部真規子『実務詳説 著作権訴訟（第 2 版）』325～326 頁（一般社団法人金融財政事情研究会、2019）。
- (7) 知財高判平成 26 年 8 月 28 日平成 25 年（ネ）第 10068 号損害賠償請求控訴事件
- (8) 高部・前掲 6) 327～328 頁。
- (9) 高部・前掲 6) 326～327 頁。
- (10) 高部・前掲 6) 327 頁。
- (11) 知財高判令和 3 年 6 月 29 日令和 3 年（ネ）第 10024 号 知財及び損害賠償請求控訴事件では、「実用的な機能と分離して把握することができる、美術鑑賞の対象となる美的特性を備えていると認められる場合には、著作権法 2 条 1 項 1 号の美術の著作物として、著作物性を有するものと解される。」と判示している。
- (12) 大阪地判令和 6 年 7 月 2 日令和 5 年（ワ）第 5412 号 著作権侵害差止等請求事件では、「実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できる場合には、美術の著作物に当たると解するのが相当である。」と判示している。
- (13) 知財高判令和 3 年 12 月 8 日令和 3 年（ネ）10044 号 著作権侵害請求控訴事件では、「実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるかどうかを検討し、その上で、全体として美術の著作物に該当するかどうかについて判断する。」と判示している。
- (14) 東京地判平成 22 年 11 月 18 日平成 21 年（ワ）第 1193 号 著作権侵害行為差止請求事件

以上
(原稿受領 2024.9.17)